



小児かかりつけ診療料に関するお知らせ

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、
「小児かかりつけ診療料」を算定する場合があります。

当院は、6歳未満のお子さまを対象に、
かかりつけ医として以下の診療を行います。

■ 当院が提供する主な内容

- ・ 急な病気の際の診療
- ・ 予防接種の計画的な実施
- ・ 乳幼児健診の実施と健康管理
- ・ 発達や育児に関する相談
- ・ 必要に応じた専門医療機関への紹介
- ・ 夜間・休日を含む電話等での相談対応（状況に応じて）

■ かかりつけ登録について

- ・ 登録は1人につき1医療機関のみです。
- ・ 登録後も、患者様のご希望によりいつでも撤回できます。
- ・ 登録は任意であり、登録しなくても通常の診療を受けられます。

当院は、地域の医療機関と連携し、
お子さまの健康管理に継続的に取り組んでいます。
患者様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。
(本内容は当院ホームページにも掲載しています)